

# 産前産後期間の届出をすると…

## 4カ月分(およそ6万8千円)\* の

## 国民年金保険料の納付が免除され、

## 納付したものととして年金額に反映されます!



※多胎妊娠の方は6カ月分(およそ10万円)

### 対象となる方・受付期間

- 平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者(自営業、学生、無職等)の方が届出の対象です。
  - ◆ 妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産を含みます)。
  - ◆ 第2号被保険者(会社などに勤務する厚生年金保険の被保険者・共済組合員)および第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)の方は、国民年金産前産後免除の届出の対象ではありません。
- 出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

### 国民年金保険料の納付が免除される期間

- 届出をすると、**出産予定月(または出産月)の前月から4カ月分の国民年金保険料が納付されたこととなります(将来の年金受給額は減りません)。**

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の方			出産予定月*1			
多胎の方*2			出産予定月*1			

※1 届出が産後の場合「出産月」

※2 多胎の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前から6カ月分となります。

- すでに該当期間分の保険料を納付されている場合には、該当期間分の保険料を後日お返しします。該当期間分の保険料について経済的な理由等により免除・納付猶予を受けている場合も、将来受け取れる年金額が多くなるので、必ず産前産後免除の届出をしてください。
- 産前産後免除期間中も付加保険料(月額400円)を納付することができます。付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に「200円×付加保険料を納めた月数」の付加年金が加算されます。

### 電子申請で手続きの場合

- マイナポータルから、スマホで24時間365日、簡単に電子申請できます。
- マイナポータルから電子申請する場合の必要書類

#### ◆ 出産予定日(出産日)が確認できる書類

- 出産前に届出する場合・・・出産予定日が確認できる母子健康手帳等の画像ファイルをアップロード
- 出産後に届出する場合・・・原則、確認書類の添付が不要 ※1・2

※1 日本年金機構において、マイナンバーを利用して出産日等の確認を行うため、出産後は原則、確認書類の添付を省略できます。ただし、死産・流産等の方の場合については、出産日等を確認することができないため確認書類の添付が必要です。

※2 出産後間もなく届出した場合、出産日等の確認に時間を要することがあるため、行き違いで文書や電話により保険料の納付をご案内する場合があります。

※電子申請による手順は、裏面をご確認ください。▶▶▶▶

マイナンバーカードでマイナポータルにログイン

マイナポータル 検索

<https://myrna.go.jp>



### 届書(紙)による手続きの場合

- お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送で手続きできます。
- 届書(紙)による場合の必要書類

#### ◆ 国民年金被保険者関係届書(申出書)

※日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

申請・届出様式 検索

<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/index.html>



#### ◆ 出産予定日(出産日)が確認できる書類

- 出産前に届出する場合・・・出産予定日が確認できる母子健康手帳等の確認書類のコピーを添付
- 出産後に届出する場合・・・原則、確認書類の添付が不要 ※1・2

※1 日本年金機構において、マイナンバーを利用して出産日等の確認を行うため、出産後は原則、確認書類の添付を省略できます。ただし、死産・流産等の方の場合については、出産日等を確認することができないため確認書類の添付が必要です。

※2 出産後間もなく届出した場合、出産日等の確認に時間を要することがあるため、行き違いで文書や電話により保険料の納付をご案内する場合があります。

#### ◆ マイナンバーカード ※3・4

※3 マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下のAおよびBを提示してください。

A. マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写しまたは通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

B. 身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

※4 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの両面コピーを添付してください。ただし、届書に基礎年金番号を記入する場合は、コピーの添付は必要ありません。

# 産前産後免除該当届の電子申請による手順

## ① スマートフォンとマイナンバーカードでマイナポータルにログイン

※初めてマイナポータルを利用される方は、マイナポータルのログイン画面の「登録・ログイン」から「利用者登録」を行ってください。

マイナポータル 検索

<https://myna.go.jp>



※画面のデザインや文言は、実際の画面と異なる場合があります。

## ② マイナポータルにログイン後、「年金」を選択する。

おかえりなさい

わたし 自治体を設定 お知らせ

登録状況の確認  
公金受取口座と健康保険証の登録状況を確認できます  
マイナンバーカード関連のよくある質問

確認

証明書  
マイナンバーカード 健康保険証

おこな

公金受取口座 年金 給付金 税・所得 確定申告

## ③ 「国民年金に加入する方・加入中の方の手続き」を選択する。「産前産後の保険料免除」を選択する。

年金の手続き

国民年金に加入する方・加入中の方の手続き

年金を請求する方・年金を受給している方の手続き (ねんきんネット)

国民年金に関する手続き

保険料の免除・猶予、国民年金の加入や保険料の納付等の手続きができます。

国民年金に関する手続きについて

手続きの検索

希望する手続きを選択する。

保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例

産前産後の保険料免除

## ④ 「国民年金に加入中の方」、「この条件で検索」を選択する。産前産後免除該当届の「手続に進む」を選択する。

手順2  
国民年金の加入状況を選択する。

国民年金への加入が必要な方について

国民年金に加入中の方

国民年金に加入中でない方

※厚生年金・共済組合に加入中の方は現在のお勤め先にお問い合わせください。

この条件で検索

産前産後免除該当届

出産予定月または出産月の前月から4か月間 (多胎の場合は出産予定月または出産予定月の3か月前から6か月間) の国民年金保険料の免除を申し込む手続きです。産前産後免除該当期間中は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。産前産後免除該当期間中も付加保険料を納付することはできません。  
詳しい説明を見る

手続に進む

## ⑤ 「マイナンバーカードを読み取って入力」を選択し、マイナンバーカードを読み取る。

マイナンバー (個人番号)

氏名

生年月日

住所

性別

マイナンバーカードを読み取って入力

産前産後免除該当届 (入力)

入力 確認

申請内容を入力してください。

記入方法について

## ⑥ 「出産 (予定) 年月日」を選択する。また、単胎多胎の別を選択する。

国籍

日本国籍以外を有していますか。

申請情報

産前産後免除 必須

出産 (予定) 年月日

2024年 月 日

単胎多胎の別

単胎

備考

## ⑦ 「添付書類」と「画像ファイル」を選択し、「確認する」を押す。申請内容確認画面が表示されるため「次へ」を選択し、「申請する」を押す。

添付書類

書類の種類

選択してください。

確認する

申請

必要な手続を申請します。

申請する

ご不明な点等ございましたら、以下をご覧ください。

■ ホームページで確認

■ お電話で確認「ねんきん加入者ダイヤル(国民年金加入者向け)」

国民年金 電子申請 検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshi_kokunen.html)



0570-003-004

050から始まる電話から  
おかけになる場合は、  
03-6630-2525

受付時間

月～金曜日 8:30～19:00  
第2土曜日 9:30～16:00  
※第2土曜日以外の土・日・祝日、  
12/29～1/3はご利用いただけません